

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例の制定について

行政経営部 人事課

1 主な改正内容

- (1) 定年の段階的引上げ【定年条例第 3 条、附則第 3 項】  
令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ定年を引き上げ、令和 1 3 年度に 6 5 歳とする。
- (2) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入【定年条例第 6 条～第 8 条】  
6 0 歳時点で副主幹級以上の職員は翌年度に主査級へ降任する。
- (3) 給料月額を 7 割水準に減額【給与条例附則第 4 項、第 6 項】  
6 0 歳の翌年度以後は 6 0 歳時点の給料月額の 7 割水準とする。
- (4) 退職手当の特例措置【退職手当条例附則第 1 1 項～第 1 3 項】  
ピーク時特例を適用し減額前の給料月額で退職手当を算定する。
- (5) 定年前再任用短時間勤務制の導入【定年条例第 1 2 条】  
多様な働き方を可能にするため、一旦退職し短時間勤務として再任用することができる。
- (6) 職員への情報提供・意思確認【定年条例附則第 4 項】  
6 0 歳到達の前年度に、6 0 歳以後の任用、給与、退職手当などに係る情報提供を行い、6 0 歳以後の勤務の意思を確認する。

2 施行期日

令和 5（2023）年 4 月 1 日（一部は公布の日）

## (1) 定年の段階的引上げ【定年条例第3条、附則第3項】

(年表記の単位は年度)

定年 生年	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
S37	60歳										
S38	59歳	60歳	61歳								
S39	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳						
S40	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳				
S41	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳		
S42	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

## (2) 役職定年制(管理監督職勤務上限年齢制)の導入

【定年条例第6条～第8条】

- 若手・中堅職員の昇進機会を確保し、組織の新陳代謝を図り、公務の能率的な運営を維持する。
- 60歳に達した翌年度の4月1日に、管理監督職以外に降任又は降給を伴う転任(異動)をさせるもの。
- 管理監督職＝管理職手当の対象者(主幹級以上)  
＋管理職手当対象者と同一級の者(副主幹級)
- 降任先は、非管理監督職で、できる限り上位の職制＝主査級

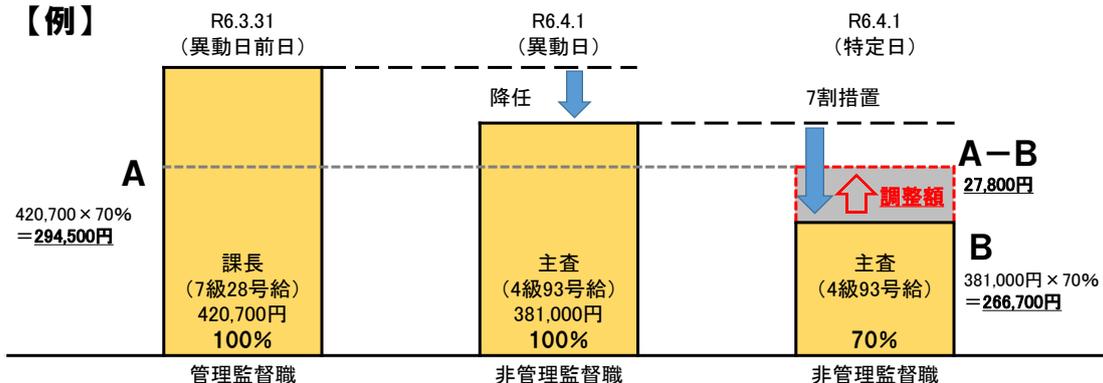
### (3) 給料月額7割措置【給与条例附則第4項、第6項】

- 60歳に達した翌年度以後、給料月額が7割水準となります。
- なお、役職定年による降任等をされた場合、降任後の給料月額が7割措置となり二重に引き下げられることとなるため、7割水準となるよう「**管理監督職勤務上限年齢調整額**」が支給されます。
- 手当で給料月額に連動するものは7割水準となります。
  - 7割水準となる： 期末・勤勉手当、時間外勤務手当 など
  - 7割水準とならない： 扶養手当、通勤手当 など

### (3) 給料月額7割措置【給与条例附則第4項、第6項】

$$\text{調整額} = [\text{基礎給料月額 A (異動日前日の給料月額の7割)}] - [\text{特定日給料月額 B (異動後給料月額の7割)}]$$

【例】



## (4) 退職手当の特例措置

【退職手当条例附則第11項～第13項】

退職手当額 = (退職時の給料月額 × 勤続年数による支給率) + 調整額

ピーク時特例：減額前の最も高かった給料月額で算定



※60歳到達日以後に退職した場合でも、退職事由は「**定年退職**」として算定

## (5) 定年前再任用短時間勤務制の導入

【定年条例第12条】

- ・ 高齢期における多様な働き方を可能にするため、**本人の希望により一旦退職し、短時間勤務の職に採用する制度**
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の任期は、定年前再任用の日から**定年退職日まで**となります。

【勤務時間】

週15時間30分から31時間までの範囲内で割振り

**(6) 情報提供・意思確認** 【定年条例附則第4項】

---

定年引上げに伴い、

- 60歳到達の前年度に、60歳以後の**任用、給与、退職手当などに係る情報提供**をすること
- 60歳以後の**勤務の意思(又は退職の意思)**を確認すること

となりました。

**(6) 情報提供・意思確認** 【定年条例附則第4項】

---

定年引上げ制度の内容を確認のうえ、以下のいずれかを選択(意思表示)することとなります。

1. (役職定年し)非管理職として引き続き勤務
2. 一旦退職し、定年前再任用短時間勤務として勤務
3. 退職し、公務から離れる

※**意思表示には法的効果は生じません。**